

**手続名**  
特別児童扶養手当に係る申請手続

担当課・係（連絡先）

障がい福祉課児童福祉係（049-251-2711 内線337）

**手続説明**

・概要  
精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。当該手当の支給の事務の一部は政令で、市町村が行うこととなっています。

**支給額（令和4年度）**

等級 1級（重度） 手当額（児童1人につき） 52,400円  
2級（中度） 34,900円

・要件  
20歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます（里親を含みます）。ただし、次のような場合には、手当を受けることができませんので注意してください。

1. 申請する方や児童が日本国内に住所を有しないとき。
2. 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所しているとき。
3. 児童が障害による厚生年金などの公的年金を受けることができるとき。

また、受給資格者、受給者の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、その年度の支給はできません。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fuimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fuimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国籍の人は登録済証明書）  
※交付日から1か月以内のもの。

・請求者と児童の属する世帯全員の住民票  
※交付日から1か月以内のもの。

・対象児童の障害についての医師の診断書等（※指定の様式）  
※診断書作成日から1か月以内のもの（疾病により必要な書類が追加される場合があります。）なお、身体障害者手帳、療育手帳を取得している方は、診断書を省略できる場合があります。詳しくは市区町村窓口でおたずねください

・銀行等の口座番号と口座名義が確認できるもの（請求者名義のもの）

・その他必要書類（詳しくは市区町村窓口でおたずねください）

**手続詳細URL**

[https://www.city.fuimi.saitama.jp/kenko\\_fukushi\\_iryu/05syougaisya/teate/2010-0511-2132-136.html](https://www.city.fuimi.saitama.jp/kenko_fukushi_iryu/05syougaisya/teate/2010-0511-2132-136.html)

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし